

令和6年度版  
美瑛町奨学金返還支援事業補助金のご案内



この補助金は、美瑛町内に定住されている方が、就学のために貸与を受けた奨学金の返還にかかる経費を一部補助することで、若い世代の方の定住促進および町内事業所等への就業の促進を図ることを目的としています。

美瑛町住民生活課移住定住推進室

電話 0166-74-6171

[iju-teiju@town.biei.hokkaido.jp](mailto:iju-teiju@town.biei.hokkaido.jp)

## 助成金額・交付期間

- ① 認定者の方が借り入れた奨学金の年度の返還金額とし、月額 15,000 円を限度とします。
- ② 北海道美瑛高等学校を卒業した方は、月額 20,000 円を限度とします。
- ③ 補助金の交付は年度ごとに行います。
- ④ 交付期間は次の日のうち、最も遅い日が属する月の初日から起算して最大 10 年間です。
  - (1) 認定を受けた年度の初日
  - (2) 奨学金の最初の返還期日
  - (3) 本町の住民基本台帳に記録されてから 15 日経過した日
  - (4) 正規社員等として個人事業主または法人へ就業した日または自営業者等となった日

## 交付申請

奨学金支援補助対象認定を受けようとする方は、認定を受けようとする年度の12月末日までに次の申請書に各書類を添えて申請願います。

1. 美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付対象認定申請書(別記様式第1号)
2. 在職証明書(別記様式第2号)または自営業者等となったことが確認できる書類
3. 奨学金の貸与を証する書類の写し
4. 奨学金の返還額、返還開始月および返還期間が確認できる書類の写し
5. 高校等程度以上の学種の卒業証明書等の写し
6. 美瑛高等学校を卒業した方は卒業証書の写し
7. 誓約書(別記様式第3号)
8. 町税等に滞納がないことを証する書類

## 補助金の請求

交付申請後、補助金交付の認定を受けた方は、補助金の交付を受けようとする年度ごとに、当該年度末日までに次の書類を、役場住民生活課移住定住推進室へ提出してください。提出期限を経過して提出があった場合は、当該年度分を交付期間から除くものとします。

1. 美瑛町奨学金返還支援事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式第7号）
2. 在職証明書（別記様式第2号）または自営業者等であることが確認できる書類
3. 補助金の交付を受けようとする年度における返還金額が確認できる書類の写し

## 助成対象者

次のいずれにも該当する方

- ① 高校等程度以上の学種を卒業（修了を含む）した方
- ② 令和4年4月1日以降に新たに正規社員等として個人事業主または法人へ就業し、引き続き就業している方で、今後3年以上継続して就業する見込みの方  
※公務員（会計年度任用職員、地域おこし協力隊等を含む）の方を除く
- ③ 30歳以下（認定申請年度の4月1日現在）の方
- ④ 過去に1年以上本町の住民基本台帳に登録しており、かつ現に居住している、今後3年以上継続して本町に居住する見込みの方
- ⑤ 奨学金の返還に滞納がない方
- ⑥ 奨学金の返還に対し、他からの補助を受けていない方
- ⑦ 町税等を滞納していない方
- ⑧ 美瑛町暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団関係事業者には該当しない方

## 対象奨学金

- ① 独立行政法人日本学生支援機構法第14条第1項に規定する第一種学資貸与金及び第二種学資貸与金
- ② 他の地方自治体が設ける貸与型奨学金
- ③ その他町長が認める貸与型奨学金